

静岡地方法務局 官庁訪問の御案内

法務局は一緒に前進できる仲間を求めています！！

静岡地方法務局では、2026年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）を「行政東海北陸地域」又は「教養東海北陸地域」の区分で受験され、第1次試験に合格された方を対象に、以下の日程で官庁訪問を実施します。

法務局の業務に興味のある方や、静岡県内での採用を希望される方のたくさんの参加をお待ちしています！！

官庁訪問の日程	予約受付期間	実施場所
7月2日 (木) 午前・午後	6月25日(木) 午前 9時00分から 7月1日(水) 午後 3時00分まで	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方法務局総務課 (静岡地方合同庁舎2階)
7月3日 (金) 午前・午後	6月25日(木) 午前 9時00分から 7月2日(木) 午後 3時00分まで	

予約方法

参加予約は、Eメールにより受け付けます。参加を希望する日程の予約受付期間内に、以下のEメールアドレスに予約メールを送信してください。

予約の完了等については、予約メールの送信時刻が午後3時00分までの場合は当日の午後5時00分までに、午後3時00分以降の場合は翌日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前10時00分までに、送信元のメールアドレスに返信してお知らせします。そのため、予約メールは、当方のメールを受信できるアドレスから送信してください。

上記時刻までにメールの返信がない場合は、Eメールが不達となっている可能性がありますので、総務課人事係（Tel 054-254-3559（直通））まで電話連絡をお願いします。

★送信先Eメールアドレス<shizuoka-koyou@moj.go.jp>

★メールのタイトル・本文

【タイトル】：官庁訪問予約

【本文】：1 氏名、ふりがな、年齢、携帯電話番号（日中連絡がつくもの）

2 国家公務員採用一般職試験の試験区分、受験地、受験番号

3 参加希望日時（第2希望まで）（例）①7月2日（木）午後

②7月3日（金）午前

※上記日程での参加が困難な場合には、個別に日程調整を行いますので、その旨を予約の際にお知らせください。

【予約に関する留意事項】

6月25日（木）午前9時00分より前に送信されたメールは、受け付けすることができません。

上記時刻よりも前に誤って送信した場合は、再送信をお願いします。

持ち物

- ①官庁訪問カード（別添様式）
官庁訪問日現在で作成してください。
- ②第1次試験合格通知書
- ③筆記用具

※ 夏季軽装期間中のため、軽装（ノー上着、ノーネクタイ）でお越しください。

法務局の業務内容

★国民一人一人のライフイベントに関わっています★

- 土地・建物の所在・面積、所有者等の情報を登記簿に記録・公示して、**国民の権利と財産を守り、不動産取引を安全・円滑**に行えるようにしています（不動産登記事務）。
- 会社・法人の設立や商号、代表者等を登記簿に記録・公示して、**会社の信用維持や取引を安全・円滑**に行えるようにしています（商業・法人登記事務）。
- 外国人が、**日本国籍を取得するための手続**を取り扱っています（国籍事務）。
- 国民一人一人が平等に有する「**人権**」に関する意識を高めるための啓発活動や**人権侵害から救済する手続**を取り扱っています（人権擁護事務）。
- 国が訴えられるとき、または訴えるときに、**国の代理人**として、裁判に関係する訴訟手続を行っています（訟務事務）。



静岡地方法務局
マスコットキャラクター
しずほっち

法務局の業務内容

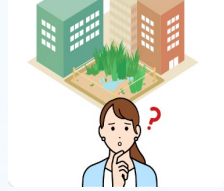
★社会問題に対応するため新しい取組も進めています★

所有者不明土地問題対策

不動産登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加



適切な管理がされず放置され
周辺の環境が悪化



所有者の探索に時間と費用
が必要となり
民間取引・公共事業を阻害

所有者不明
土地の割合



所有者が死亡して相続
が発生しているのに登
記簿上の名義は亡く
なった人のまま

所有者の住所が変
わっているのに登記
簿上の住所は旧住所
のまま

所有者不明土地の発生原因

相続登記の未了
62%

住所変更登記の未了
32%

相続登記義務化

- 令和6年4月から相続登記が義務化されました。
- 相続したことを知った日から3年以内の登記が法律上の義務となりました。
- 義務化前に相続したことを知った不動産についても相続登記が必要です（令和9年3月までに登記）。

相続手続を
円滑化

自筆証書遺言書保管制度

- 令和2年7月から自筆で作成された遺言書を法務局で保管する制度が創設されました。
- 遺言書が法律で決められた形式になっているかを法務局で審査します。
- 遺言者が死亡したときは法務局が、相続人等に遺言書の存在を通知します。

住所・名前の変更登記義務化

- 令和8年4月から住所・名前の変更登記が義務化されました。
- 住所・名前の変更の日から2年以内の登記が法律上の義務となりました。
- 義務化前に住所・名前の変更があった場合も登記が必要です（令和10年4月までに登記）。

戸籍証明書の広域交付制度

- 令和6年3月から本籍地以外の市区町村で戸籍証明書を取得することができるようになりました。
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村でまとめて請求できます。
- 相続手続に必要な戸籍証明書の取得が便利になりました。

相続土地国庫帰属制度

- 令和5年4月から相続等によって取得した不要な土地を手放すことができる制度が新たに創設されました。
- 一定の要件を満たした土地について、負担金を納付すれば、土地を国に引き渡すことができ、要件に該当する土地かどうかを法務局で審査します。

法務局ではこれらの制度が国民に定着し、利用されるよう制度の周知にも取り組んでいます。



遺言書ほかんガルー



戸籍制度マスコット
キャラクター
「コセキツネ」



不動産登記推進
キャラクター
「トウキツネ」

採用に関するQ & A

★皆さんの疑問にお答えします！★

Q 採用後の勤務地はどうなりますか？人事異動はありますか？

A 静岡地方法務局に採用となった後は、静岡県内の法務局に配置されます。その後は、2年から3年の周期で県内を異動するケースが多数ですが、本人の希望により、他の都道府県の法務局や法務本省に異動することもあります。

静岡県は、気候が温暖で積雪が少なく、年中過ごしやすい気候であり、自然が豊かで、特産品（お茶、みかん、うなぎなど）がたくさんあります。住みやすい環境やおいしい食べ物を求めてか（？）、静岡地方法務局には、静岡県内だけではなく、愛知県や岐阜県、北陸の出身者も大勢います！

Q 法務局の業務内容に興味がありますが、法学部出身ではないため不安です・・・。

A 法務局の仕事は、どの分野でも多くの法律を扱いますが、法学部出身でなくても、やる気さえあれば入局後に困ることはありません。現に、静岡地方法務局では、法学部のほか、文学部、経済学部、情報学部、工学部、理学部、農学部等出身の多くの職員が活躍しています。

法務局は研修制度が充実しており、入局後に基礎的な法律の知識を学ぶことができますので、入局前に法律の知識がなくても大丈夫です！

Q 女性職員は何割くらいいますか？結婚や出産をしても仕事を続けられますか？

A 静岡地方法務局の全職員数に占める女性職員の割合は、現在約34%です。

法務局は、女性職員の採用や活躍に積極的に取り組んでいます。結婚や出産の時期を迎えても、多くの女性職員が育児休暇や時短勤務制度など様々な制度を利用しながら、仕事と家庭の両立に励んでいます。男性職員の育児参加も推進しており、男女問わず働きやすい職場環境の形成に力を入れています。

採用担当から受験生の皆さんへのメッセージ

法務局は、土地や建物といった国民の財産を守る役目を担う不動産登記をはじめ、商業・法人登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護、遺言書の保管など国民生活に密着した大切な業務を行っており、その業務内容は、実は皆さんの生活と密接に関わっています。

業務内容については、**難しそう、堅そう、覚えることが多そう**といった印象を受けるかもしれませんが、人との関わりが多く、**担当する業務が国民生活に貢献している**ことを直接感じることができますし、幅広い業務を経験することで、**専門性を培っていくことができるので、自分自身が日々成長できる職場**です。

「法務局は人で持っている職場」といわれており、**職場の風通しがよく、職員同士のコミュニケーションを大切にしている**ことも特徴です。

ワークライフバランスの向上や、**働き方改革**にも積極的に取り組んでいますので、長く働き続けることができます。

法務局のことが少しでも気になっている方は、官庁訪問にぜひお越しください。皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています！

★採用に関する問合せ先★

〒420-8650
静岡市葵区追手町9-50
静岡地方法務局総務課人事係 採用担当
TEL：054-254-3559（直通）
Eメール：shizuoka-koyou@moj.go.jp



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん